

治癒証明書

《感染症一覧》

病名	登園停止期間の基準
麻疹（はしか）	熱が下がり3日経過するまで。
水痘（みずぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで。（ワクチン接種している時は新しい発疹が出なくなるまで）
带状疱疹	全ての発疹がかさぶたになるまで。
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺などの腫れが出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
風しん（三日はしか）	発疹が消えるまで。
百日咳	特有の咳がなくなるまで、又は5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで。
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭及び結膜の症状がなくなり2日経過するまで。
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで。（発症した日、解熱した日の翌日を1日目とする）
結核	全身の症状が快復し、主治医の許可がでるまで。
流行性角結膜炎（はやり目）	目の充血が消えて目ヤニがなくなるまで。（眼科医の許可が必要）
急性出血性結膜炎	主治医により感染の恐れがないと認められるまで。（眼科医の許可が必要）
腸管出血性大腸菌感染症（O-157など）	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間以降の検便により、菌が陰性と確認されるまで。
溶血性レンサ球菌咽頭炎（溶連菌感染症）	抗菌薬内服後24時間以上経過し、発熱がなくなり、通常の食事がとれるようになるまで
感染性胃腸炎（嘔吐・下痢症）	嘔吐、下痢が治まり、通常の食事がとれ、体力が快復するまで。
マイコプラズマ肺炎	発熱や特有の咳が軽快するまで。
ヘルパンギーナ	発熱や口の中の水疱・潰瘍の影響がなく、通常の食事がとれるようになるまで。
手足口病	発熱や口の中の水疱・潰瘍の影響がなく、通常の食事がとれるようになるまで。
伝染性紅斑（りんご病）	体力が快復するまで。
伝染性膿痂疹（とびひ）	広い範囲の水ぶくれ・びらんが軽快するまで。

※その他の感染症に罹患した場合、登園再開については主治医の指示に従ってください。

治癒証明書

園児名 _____

病名 _____

発病月日 月 日

月 日から登園可

年 月 日

医療機関名

医師名

（自署でない場合は押印をお願いします）